

平成24年11月定例会

文教厚生委員会説明資料

保 健 福 祉 部

目 次

I 提出予定案件	1
1 一般会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 課別主要事項説明	2
保健福祉政策課	2
(2) 債務負担行為	3
2 その他の議案等	4
(1) 条例案	4

I 提出予定案件
 1 一般会計予算
 (1) 歳入歳出予算
 ア 総括表
 一般会計

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	計	財 源 内 訳							
					特 定 財 源						一 般 財 源	
					国 支 出 金	分 担 金 金 金	使 手 用 数 料 料	財 産 収 入	諸 収 入	繰 入 金		県 債
保 健 福 祉 政 策 課		8,805,799	4,000	8,809,799	6,497		2,877	536	3,900,976	(4,000) 92,892	109,000	4,697,021
人 権 推 進 課		597,846	0	597,846	256,400		3,800		200			337,446
薬 務 課		123,234	0	123,234	3,005		18,222	1,309		600		100,098
福祉 こども も局	地 域 福 祉 課	6,855,518	0	6,855,518	3,898,970	399	6,567	586	6,131	230,035	3,000	2,709,830
	こども未来課	8,204,345	0	8,204,345	1,451,001	10,759	1,951	4,880	1,340	1,162,628		5,571,786
	障 害 福 祉 課	7,274,015	0	7,274,015	458,205	3,652	3,362	787	139,122	503,221		6,165,666
医療 健康 総局	医 療 政 策 課	4,832,974	0	4,832,974	343,409		127,612	39,495	873,898	2,464,594		983,966
	健 康 増 進 課	5,873,435	0	5,873,435	1,618,341		6,047	2,098	723	948,353		3,297,873
	長 寿 保 険 課	34,356,640	0	34,356,640	172,816	101,920	15,013	23,337	64,763	3,034,031		30,944,760
計		76,923,806	4,000	76,927,806	8,208,644	116,730	185,451	73,028	4,987,153	(4,000) 8,436,354	112,000	54,808,446

() 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

保健福祉政策課

(7) 一 般 会 計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
社 会 福 祉 総 務 費	488,721	0	488,721	
保 健 所 費	1,533,888	4,000	1,537,888	① 保健所運営費 (4,000) ア㊦被災地（避難所）等の呼吸器疾患対策事業費 4,000
病 院 事 業 支 出 金	6,783,190	0	6,783,190	
保健福祉政策課合計	8,805,799	4,000	8,809,799	

(2) 債務負担行為

一般会計

(単位：千円)

課 名	事 項	期 間	限度額	左 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
医療健康総局 医療政策課	医療施設耐震化整備事業に係る補助金交付指令 (平成24年度事業分)	自 平成25年度 至 平成26年度	863,000			863,000	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例。(薬務課)

(ア) 制定の理由

薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する基本的な施策、薬物の濫用を防止するための規制等を定めることにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守り、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する必要がある。

(イ) 条例の概要

⑦ 目的等

a この条例は、薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する基本的な施策、薬物の濫用を防止するための規制等を定めることにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守り、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。

b 県及び県民の責務を定めることとした。

⑧ 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策

a 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物の危険性に関する調査研究を行うものとする。こととした。

b 県は、県民が薬物に関する正しい知識に基づき行動することができるよう、県民に対し薬物の危険性、薬物に関する相談窓口その他薬物の濫用の防止に関し必要な情報を提供するとともに、啓発を行うものとする。こととした。

c 県は、薬物の濫用による危害の発生を防止するため、薬物の流通の態様に応じ、適切かつ効果的な監視及び指導を実施するものとする。こととした。

⑨ 薬物の濫用を防止するための規制

a 知事は、大麻、覚醒剤等と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であつて、それを濫用することにより人の健康に危害が生じると認められるもののうち、現に県の区域内において濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。こととした。

b 知事は、知事指定薬物の指定をしようとするときは、あらかじめ、徳島県薬事審議会の意見を聴かなければならないこととした。ただし、県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、あらかじめ徳島県薬事審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。こととした。

c 知事指定薬物の指定は、知事指定薬物が大麻、覚醒剤等の国の法令で規制される薬物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。こととした。

d ⑨の罰則については、知事指定薬物の指定の効力が失われる前にした行為についても、適用することとした。

e 何人も、次に掲げる行為をしてはならないこととした。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。こととした。

(a) 知事指定薬物（知事指定薬物を含有する物を含む。以下「知事指定薬物等」という。）を製造し、又は栽培すること。

- (b) 知事指定薬物等を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること。
- (c) 知事指定薬物等を販売又は授与の目的で広告すること。
- (d) 知事指定薬物等をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持すること。
- (e) 多数の者が集まって知事指定薬物等をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。
- (f) 大臣指定薬物を販売又は授与の目的で所持すること。
- (g) 大臣指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持すること。
- (h) 多数の者が集まって大臣指定薬物をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。
- f 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物等、大臣指定薬物若しくはこれらに該当する疑いのある物を製造した者等に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの物を業務上取り扱う場所その他製造等の行為に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。
- g 知事は、e の(a)から(h)までのいずれかに該当する行為を行った者に対し、警告を発することができることとした。
- h 知事は、e の(a)から(c)までに該当する行為に係る警告に従わない者に対し、知事指定薬物等の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物等の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずることができることとした。
- i 知事は、大麻、覚醒剤等と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であつて、それを濫用することにより人の健康に危害が生じると認められるもの（知事指定薬物を除く。）の濫用により現に県民の健康に重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造した者等に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを勧告することができることとした。

㊟ 罰則

㊟のhの命令に違反した者等に対する罰則を定めることとした。

㊠ その他

その他所要の規定を設けることとした。

(9) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、㊟のdからhまで及び㊟に係る規定は、平成25年2月1日から施行する。

イ 徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例（医療健康総局長寿保険課）

(7) 改正の理由

国民健康保険法の一部が改正され、平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象が全ての医療費に拡大されること等に鑑み、徳島県国民健康保険広域化等支援基金について、広域化等支援方針を作成し、及び広域化等支援方針に定める施策を実施するための所要の措置を講ずる必要がある。

(4) 改正の概要

- ㊟ 徳島県国民健康保険広域化等支援基金について、広域化等支援方針を作成し、及び広域化等支援方針に定める施策を実施するための所要の措置を講ずることとした。
- ㊠ その他所要の整理を行うこととした。

- (ウ) 施行期日
公布の日から施行する。

ウ 徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（医療健康総局長寿保険課）

- (ア) 改正の理由
国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、徳島県国民健康保険調整交付金の総額を改める等の必要がある。

- (イ) 改正の概要
- ㊦ 徳島県国民健康保険調整交付金の総額を改めることとした。
 - ㊧ 普通調整交付金及び特別調整交付金の割合を改めることとした。
 - ㊨ ㊦に伴う所要の経過措置について定めることとした。

改正案	現 行
(調整交付金) 調整交付金の総額は、算定対象額の<u>百分の九</u>に相当する額とする。 (調整交付金の種類等) 普通調整交付金の総額は、調整交付金の総額の<u>九分の六</u>に相当する額とする。 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の<u>九分の三</u>に相当する額とする。	(調整交付金) 調整交付金の総額は、算定対象額の<u>百分の七</u>に相当する額とする。 (調整交付金の種類等) 普通調整交付金の総額は、調整交付金の総額の<u>七分の六</u>に相当する額とする。 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の<u>七分の一</u>に相当する額とする。

- (ウ) 施行期日
公布の日から施行する。